

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 6 件 |
| 国民年金関係                        | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 4 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年3月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を44年4月1日に、資格喪失日に係る記録を46年4月1日に訂正し、44年4月から同年9月までの標準報酬月額を2万円に、同年10月から46年3月までの標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和44年4月から46年3月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年2月まで

私は、昭和42年ごろA事業所B工場に入社し、販売等の仕事をしていた。その後、B工場から本社勤務を経て、A事業所の直営販売店であるC事業所の初代店長として勤務した。以上のとおり、B工場からC事業所に至るまで、A事業所で継続して勤務しているにもかかわらず、この間の厚生年金保険被保険者としての記録が全く無いので、調査の上、被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち昭和44年4月1日から46年3月31日までの期間(以下「申立期間①」という。)については、i) 当時のA事業所B工場の上司は、「申立人は、私がB工場に赴任した昭和42年5月から2年程度後の44年4月ごろ同工場に正社員として採用され、2年後に会社を辞めた。」と供述していること、ii) 同工場の同僚5人は、「工場設立(42年5月)後2年ほどして申立人はB工場に入社した。」と供述していること、iii) この同僚5人のうち2人は「申立人は2年ほどB工場に勤務して辞めた。」と供述していること、iv) 当時の代表者の妻は、「申立人をB工場で採用し、同工場で主にD職の仕事に従事させていた。」と供述していることから判断して、申立人はこの期間、同工場に勤務していたと推認できる。

また、申立期間①における厚生年金保険料控除について、事業主は控除していないと回答しているところ、i) 前述の元上司は、「B工場では、入社時に

社員から厚生年金保険への加入の意向を確認することなく、正社員であればみんな厚生年金保険に加入し、保険料を控除しているはずである。」と供述していること、ii) 同工場の同僚 16 人も「B工場への入社時、厚生年金保険への加入について希望を聞かれたことは無い。同工場は試用期間もなく勤務期間が短い従業員でも厚生年金保険に加入し保険料を控除されていた。」と供述していること、iii) これら同僚が記憶している、当時一緒に勤務していた同僚 39 人についても全員厚生年金保険被保険者であったことが確認できることから、申立人は厚生年金保険被保険者として給与から保険料を控除されていたと推認できる。

なお、前述の元代表者の妻は、「B工場は、昭和 62 年 9 月 1 日に閉鎖し、E市町村に所在する本社も、震災により申立期間当時の資料を焼失していることから物証は無いものの、当時は厚生年金保険の加入については採用時に従業員から希望を聞いており、申立人も厚生年金保険への加入を希望していなかったと考える。」と供述しているが、それらを裏付ける有力な供述及び資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同時期に同工場に入社した同僚の標準報酬月額から、昭和 44 年 4 月から同年 9 月までの期間を 2 万円に、同年 10 月から 46 年 3 月までの期間を 2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務の履行については、申立期間①の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されることになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えるのが自然である。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

2 申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月までの期間（以下「申立期間②」という。）については、A事業所には、申立人が勤務していたことを確認できる資料及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料は保存されておらず、当時の上司及び同僚からも勤務していたとする供述は得られない。

また、申立人は、「私は、昭和 43 年 12 月までE市町村に住み、44 年 1 月からF市町村で実姉の商売を手伝っていた。」と供述し、申立人保管の国民年金手帳及び社会保険庁の国民年金納付記録から 42 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間は国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 申立期間のうち昭和46年4月から47年2月までの期間(以下「申立期間③」という。)については、A事業所には、同事業所B工場に申立人が勤務していたこと、及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料は保存されておらず、前述の元代表者の妻は、「申立人にC事業所の店長を命じたことは無く、初代店長には、当事業所の専務取締役を充てた。」と供述している上、前述の元上司も、「申立人はB工場に昭和44年4月に入社をして2年後には辞めている。」と供述しており、同事業所に継続して勤務していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの期間及び40年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年9月まで  
② 昭和40年10月から44年3月まで

申立期間のうち、昭和36年4月から40年9月までの期間の国民年金保険料は、45年に一括して集金人に夫婦二人分で数万円を払い込んだ。40年10月から44年3月までの期間の保険料は、毎月夫婦二人分を集金人に納めていた。

以上のとおり保険料を納付しており、両申立期間が未納となっているのは間違いなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、昭和45年に一括で集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、45年7月からは第2回特例納付期間となり当該期間の国民年金保険料を納付することは可能であるものの、申立人からは、上記の主張以外に、保険料納付に関する具体的な供述は得られない。

また、申立人は、申立期間①のうち昭和40年8月26日まで厚生年金保険に加入している上、申立人の妻は、36年12月26日まで厚生年金保険に加入し、この期間に係る脱退手当金を37年4月13日に受給しているにもかかわらず、これらの厚生年金保険加入期間を除くことなく、夫婦二人が同一期間の国民年金保険料を特例納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、申立期間②について、昭和40年10月ごろにA市町村で国民年金に加入し、以後、毎月集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年11月18日に夫婦連番で払い出されており、その時点では当該期間の一部は時効により納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、昭和45年に申立期間①及び②の夫婦二人分のすべての国民年金保険料を一括で納付したかも知れないとも供述しているが、保険料納付に関しての具体的な供述は無い。

このほか、申立期間①及び②において、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの期間及び40年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年9月まで  
② 昭和40年10月から44年3月まで

申立期間のうち、昭和36年4月から40年9月までの期間の国民年金保険料は、45年に一括して集金人に夫婦二人分で数万円を払い込んだ。40年10月から44年3月までの期間の保険料は、毎月夫婦二人分を集金人に納めていた。

以上のとおり保険料を納付しており、両申立期間が未納となっているのは間違いなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、昭和45年に一括で集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、45年7月からは第2回特例納付期間となり当該期間の国民年金保険料を納付することは可能であるものの、申立人からは、上記の主張以外に、保険料納付に関する具体的な供述は得られない。

また、申立人は、申立期間①のうち昭和36年12月26日まで厚生年金保険に加入し、この期間に係る脱退手当金を37年4月13日に受給している上、申立人の夫は40年8月26日まで厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、これらの厚生年金保険加入期間を除くことなく、夫婦二人が同一期間の国民年金保険料を特例納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、申立期間②について、昭和40年10月ごろにA市町村で国民年金に加入し、以後、毎月集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年11月18日に夫婦連番で払い出されており、その時点では当該期間の一部は時効により納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の夫は、昭和45年に申立期間①及び②の夫婦二人分のすべての国民年金保険料を一括で納付したかも知れないとも供述しているが、保険料納付に関しての具体的な供述は無い。

このほか、申立期間①及び②において、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月から29年1月まで

A事業所での厚生年金保険資格取得記録が昭和29年2月1日となっているが、中学校卒業後の2年目の夏に親戚の紹介で就職し退職まで、同事業所で製品の選別作業に従事していた。就職した頃に、台風による大水害があったことも記憶しており、28年7月から勤務しているはずであるので記録の訂正を申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所に就職した経緯や、昭和28年9月に発生した水害時の事業所での被災状況を明確に記憶していることから、申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立事業所への就職のきっかけとなったと主張する先輩を含め、申立人より先に就職していた同僚の女性7人も、社会保険事務所に保管されている健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から申立人と同日である昭和29年2月1日付けで厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

また、連絡の取れた同僚一人は、「申立人を含めて他の労働者の厚生年金保険の加入状況まではわからないが、申立期間当時、申立事業所では常時50人近くの女性が勤務していた。」と供述しているところ、社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険に加入している女性労働者は極めて少ないことから、申立事業所は、女性労働者の厚生年金保険の加入手続を、必ずしも採用と同時に行っていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所は既に廃業し、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の保険料控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和29年2月1日に被保険者資格を取得していることは確認できるが、28年4月から29年1月までに被保険者資格を取得している者9人はすべて男性であり、その中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月1日から同年7月31日まで

A事業所は、私が昭和41年3月に創業した事業所である。厚生年金保険の加入月数が25年(300月)になるように、厚生年金保険料を納めてきたが、同事業所における資格喪失日が、55年7月31日となるところを55年2月28日とされてしまい、加入月数が295月となってしまった。

B社会保険事務所で加入月数を確認した際、窓口の係員が、「300月加入しています。」と言った記憶があるので、加入記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本により、申立人は、A事業所が設立された昭和41年3月30日から申立期間当時まで代表取締役として在籍していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録から、当該事業所は、昭和55年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業所が社会保険事務を委託していた当時の社会保険労務士は既に死亡しており、承継社会保険労務士事務所は、「A事業所に係る厚生年金保険に関する資料は残っていない。」と回答していることから、保険料の控除等については不明である上、当時の当該事業所について、元従業員は、「社長と二人で仕事していたが昭和55年2月28日に私が退職した時、残ったのは社長一人であった。後のことは不明である。」と供述しており、有力な証言を得ることができない。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。このため、仮に申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立

人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役（法人登記上、唯一の代表取締役であった。）であることから、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月から33年1月まで  
② 昭和35年5月から36年4月まで

私は、昭和32年4月から33年1月までの期間は、A事業所に勤務しており、同業者のグループで厚生年金保険に加入していた。

また、昭和35年5月から36年4月までの期間は、B事業所か、その下請業者と思われるC事業所かは、記憶がはっきりしないが、いずれかの事業所に勤務し、D事業所で工事作業に従事していた。

申立期間について厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、記録の訂正を申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務したと主張するA事業所の現在の事業主は、「申立事業所は、申立期間当時、E事業所という事業所名で営業していた。」と供述しているものの、社会保険事務所が保管する事業所名簿には当該名称の厚生年金保険適用事業所は存在せず、申立期間①において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、前述の事業主は、「申立期間当時の関係者は全員死亡しており、当時のことは不明である。」とも供述しており、申立期間における申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除に関する有力な供述は得られない。

さらに、申立人は、申立期間①に係る当該事業所について同僚の氏名などに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人はB事業所に勤務していた可能性があるが、社会保険事務所の記録から、当該事業所は昭和38年7月20日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所からは、「現存する資料では申立人の勤務実績、保険料控除、保険料納付、届出等について不明である。」との回答があり、申立期間②における申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除に関する有力な供述は得られない。

さらに、i) 当該事業所から、「申立人がF氏にスカウトされ、勤務したと供述するC事業所は当事業所の下請業者であった可能性がある。」との回答があること、ii) 申立人は、「申し立てた事業所は、G市町村かH市町村にあった会社であったと思う。」と供述していることから、両市町村において申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所であったC事業所という事業所名を社会保険庁のオンライン記録で確認したところ、当該事業所名は確認できなかったが、G市町村にI事業所という適用事業所が認められたため、当該事業所で厚生年金保険被保険者記録が確認できる二人へ申立人に関する照会を行ったが、有力な供述は得られなかった。

加えて、申立人は申立期間②に係る当該事業所について同僚の氏名などに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月1日から同年9月30日まで

私は、A事業所を昭和20年8月に辞めた後、B事業所に入ったが、厚生年金保険に未加入の事業所であった。その後に、兄をB事業所で勤務するように誘い、兄もB事業所に勤めることになった。私は、27年8月から1年ほど、B事業所に勤めながら、C事業所にも勤めて厚生年金に加入していた。

昭和28年2月にB事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時、私も同事業所に勤めていたのに、私の加入日が同年10月1日になっているのは、事務処理の誤りであり到底納得できないので、資格取得日を同年2月1日と訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、B事業所に勤務していたと主張しているが、当該事業所の申立期間当時の労務担当者から、「厚生年金保険新規適用事業所となった昭和28年2月1日に社員として在籍していた者は、全員厚生年金保険に加入させたが、申立人については2回か3回会社に入ったり辞めたりしており、会社の新規適用時に在籍しておらず、その後再入社したと思う。」と供述している上、申立期間当時に在籍していた別の同僚3人に照会したものの、申立人が申立期間に当該事業所において勤務していたことを確認できる有力な供述は得られなかった。

また、当該事業所解散時の代表取締役が保管していた労働者名簿には、申立人の雇入日が昭和28年9月20日と記載されているが、社会保険事務所保管の当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、新規適用事業所となった28年2月1日から35年10月1日までに厚生年金保険被保険者資格を取得している25人は、いずれも各月の1日に資格を取得しており、当該事業所は、当時、資格取得日を各月1日としていたものと認められることから、申立人についても28年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得させたものとするのが自然である。

さらに、社会保険事務所保管の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。